

令和6年4月1日制定

1 目的

青森・岩手二県大阪アンテナショップ（以下「アンテナショップ」という。）において、青森県又は岩手県の県産品（以下「県産品」という。）を販売し、かつ、関西地区での販路拡大に意欲のある事業者に対し、食品、工芸品等を即売する機会を提供してその支援をすることにより、もって関西地区における県産品の認知度向上及び販路拡大を図ることを目的とする。

2 事業実施期間、出店期間及び出店時間

(1) 出店及び出店事業者支援事業の実施期間は、令和6年4月8日(月)から令和7年3月7日(金)までとする。ただし、令和6年12月4日(水)から令和7年1月5日(金)まで及びアンテナショップが自ら実施する催事の期間中で青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）会長（以下「協議会長」という。）が別に定める期間は、実施期間の対象外とする。

なお、出店事業者支援事業は、予算の執行状況により実施期間内であっても終了する場合がある。

(2) 出店期間は、6日間以内で協議会長と出店事業者との間で調整のうえ決定するものとする。ただし、出店事業者支援事業の対象とする出店事業者は、原則として2日間以上出店したものに限る。

(3) 出店時間は、原則として午前11時から午後8時までとする。ただし、出店最終日は原則として午後7時までとする。

(4) 前3項の規定に関わらず、協議会長が必要と認める場合は、その必要と認めた期間及び時間に出店することができるものとする。

3 事業実施場所

アンテナショップ

「青森・岩手ええもんショップ」

(大阪市北区堂島一丁目 堂島地下街6号)

4 支援内容

青森県内又は岩手県内に本社又は支店等を有する事業者に対して、下記の支援を行うものとする。また、その他協議会長が必要と認める事業者に対しても同様の取扱いとする。

(1) 出店1日当たり5,500円を出店経費として支援する。ただし、次に掲げる者が出店する場合を除くものとする。

① 国、地方公共団体、学校法人（準学校法人を含む。）、社会福祉法人及びその公共性が高いとして協議会長が認める者（以下、「国等」という。）

② 国等から補助又は委託を受けて出店する者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、出店1日当たり11,000円を出店経費として支援する。

① 青森県又は岩手県等が実施する食品コンクールにおける入賞商品及びふるさと認証商品等を販売する事業者

- ② 新規に出店する事業者
- ③ これまで本事業による支援を活用した事業者であって、新商品を販売する事業者

5 出店の条件

関西地区での認知度向上や販路拡大を目指す食品（冷凍品を除く。）、工芸品等を販売することとし、出店事業者自らが、試飲・試食即売又は展示即売を行うものとする。

(1) 出店料

出店料は、無料とする。

(2) 販売及び販売手数料

- ① 出店期間中にアンテナショップで販売する場合は、当日の売上を出店事業者が保管し、当日当該日の出店終了後にアンテナショップのレジに入金するものとする。
- ② アンテナショップから出店事業者への売上額（③の販売手数料を除く。）の入金は、原則として出店期間最終日の属する月の翌 15 日（金融機関の営業日ではない場合は、当該翌営業日）に行うものとする。
- ③ 販売手数料は、売上高の 15%とする。
- ④ 国等が出店事業者である場合は、③の規定にかかわらず、販売手数料は徴しない。

(3) 販売場所

販売場所は、協議会長が指定する場所とする。

(4) 販売方法

- ① 販売に携わる出店事業者及び出店事業者が雇用する販売員は、出店期間を通して、商品管理及び説明を行うことができるものであること。
- ② 販売用のビニール袋・紙袋については、アンテナショップが準備するものを利用できるものとする。
- ③ 値札等は、出店事業者が準備し、販売価格は、消費税額及び地方消費税額を含めた金額で表示する。
- ④ 国等が出店事業者である場合は、①から③までの規定にかかわらず、この取扱について協議会長と当該出店事業者が協議して決定するものとする。

(5) 出店の優先順位

同時期に出店の申込があった場合は、協議会長が出店事業者を決定するものとする。

(6) 使用機材・資材等

- ① 出店事業者は、5 尺平型片面冷凍冷蔵オープンケース 1 台の利用を基本とし、協議会が用意する。しかし、特殊な販売台、実演台については、出店事業者が用意するものとする。
- ② 試飲・試食等に要する資材、消耗品及び備品等は、出店事業者が用意するものとする。

(7) 衛生管理

試飲・試食を行う場合は、アンテナショップ食品衛生管理者の指示に従い必要な措置を行う。

(8) 商品等の搬入・搬出・保管

- ① 出店事業者の商品等の搬入・搬出経費については、出店事業者の負担とする。
- ② 商品等の搬入・搬出時間は、次のとおりとする。

ア 搬入：前日の営業時間内とする。荷物の送付先は、3の事業実施場所宛て（営業時間内に到着すること。）とする。なお、冷蔵品の送付等について、特別な事情がある場合は、アンテナショップ店長と協議するものとする。

イ 搬出：出店終了後(原則として午後7時以降)とする。

③ 商品は、保管場所に限りがあることから、原則として売場で保管し、必要に応じて追送等により商品を補充する。冷蔵品についても同様とする。

6 申込方法

別紙1「令和6年度青森・岩手二県大阪アンテナショップ出店及び出店事業者支援事業申込書」に必要事項を記入のうえ、出店販売初日の1週間前までに、電子メール又はファクシミリにより協議会長宛て申し込むものとする。

なお、電子メールの場合は、青森県内の事業者は青森県代表アドレスに、岩手県内の事業者は岩手県代表アドレスにそれぞれ申し込むものとする。

7 出店の決定

協議会会長は申込内容を精査し、別紙2「出店事業者支援事業決定通知書」を申込者に送付する。

8 支援経費の請求方法

支援経費の請求方法は、別紙3「令和6年度青森・岩手二県大阪アンテナショップ出店及び出店事業者支援事業請求書」に必要事項を記入のうえ、出店最終日から14日以内に、郵送等により協議会長宛て提出する。

9 その他

本実施要領に定めのないことについては、別途協議する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。